

班長業務について

@市報他回覧板は月2回（1日及び15日前後）（前日、区長が配布）

@回覧と戸別配布資料

- (1) 回覧は、回覧板に挟んで班内で順番に回覧する。
回覧が済んだら、回覧資料は廃棄して頂いても OK
- (2) 個別配布資料は、確実に個別に配布してください
行事申し込みが有る時がありますので早めの配布を
- (3) 申し込み用紙がある場合は、期限がありますので、
集まりましたら区長に連絡を

@ゴミ箱・草取りについて

- (1) 月・木曜日に収集しているゴミの後始末として、ゴミ箱清掃を行う
(区長が都度都度見回りますがお願いしたい)
- (2) 草取りについては、班内で公共場所の草が生えていれば行う
(草刈りが必要であれば各区長に連絡してください。役員で草刈りをします)
- (3) 団地公園清掃 月2回公園清掃を実施し市役所公園課に届ける。年末にお金が振り込まれる。
月1回は、団地全員で清掃活動を実施。 日程を決めて周知して清掃を実施。

@集金

- (1) 自治会費（年1回4月～5月前半集金）
新旧班会時に明細書を渡しますのでそれに従って会員から個別に徴収してください。
集まりましたら区長へ連絡して受け渡しをする
- (2) 赤い羽根・みどりの羽根（年1回・任意）
回覧板で回しますので集まりましたら区長へ

@自治会行事

- (1) 毎月何らかの行事をしています。なるべく参加を（強制ではありません）

@その他

- (1) 班内の改善点が必要な場合や不明な点は各区長へ相談